

副本

平成27年(ワ)第11996号, 平成28年(ワ)第2023号, 平成28年(ワ)第2895号 個人番号利用差止等請求事件

原告 平野かおる ほか144名

被告 国

被告第9準備書面

令和2年3月19日

大阪地方裁判所第24民事部合議2へ係 御中

被告指定代理人

水野 健太 

那須 理恵 


山本 智子 

高木 有生 

松林 直邦 

平岡 敬博 

谷口 香穂 

大山 伊知郎 

鈴木 亮佑 


平石雄大 

阪口大介 


岡山宏二 

落合盛之 

野村正弘 

中村将 


小園英登 


岡地俊季 


保科実 


平野聡司 

小泉敬 

仁木孝明 

内山諒子 

川上進太 

及川涼介 

瀨田興己 

被告は、本準備書面において、原告らの令和元年7月11日付け準備書面14（以下「原告準備書面14」という。）、同年7月11日付け準備書面15（以下「原告準備書面15」という。）、同年10月17日付け準備書面16（以下「原告準備書面16」という。）及び同日付け準備書面17（以下「原告準備書面17」という。）における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例により、これらを整理したものは別紙「略称語句使用一覧表」のとおりである。

第1 番号利用法19条14号等の規定が違憲であるとする原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張

(1) 原告らは、番号利用法19条14号にいう「『公益上の必要』は文言として不明瞭であり（原告準備書面14第6の4・16ページ）、同号の委任に基づき同法施行令別表で特定個人情報の提供制限の例外となる手続を掲げることをとらえて、「公益上の必要があるとさえすれば、法改正によらなくても政令で規定することでいかなる場面でも特定個人情報を提供できることとなり、一種の『白紙委任』となる」とし、同号の政令への委任規定が「個別具体的な内容を含んでいないのであれば、それは憲法41条に反する」と主張する（原告準備書面17第3の3・13ページ）。

(2) また、原告らは、番号利用法施行令別表8号に掲げる手続（租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請）と、番号利用法19条14号で規定する「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」との異質性を主張した上で、同法施行令別表8号の規定は、番号利用法「によって委任された範囲を超えるものとして違法であり、さらには国会を国の唯一の立法機関として定める憲法41条に反している」と主張する（原告準備書面17第2の3(1)・3ないし8

ページ)。

- (3) さらに、原告らは、番号利用法施行令別表9号について、「特定個人情報
が、マイナンバー法の規定では挙げられていない公安調査官等にも提供され
る可能性があり、「破壊活動防止法上の調査と関係する場面で特定個人情
報の提供が認められていることは、マイナンバー法19条14号、さらに、
『行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保』を
目的とする、マイナンバー法による委任の範囲を超えている」と主張する
(原告準備書面17第2の3(2)ア・8及び9ページ)。
- (4) 加えて、番号利用法施行令別表7号(少年法6条の2第1項又は第3項の
規定による調査)及び11号(国際捜査共助等に関する法律第1条第1号に
規定する共助又は同法第18条第1項の協力)に掲げる手続について、番号
利用法により「委任された範囲を超えており、憲法41条に反する」と主張
する(原告準備書面17第2の3(2)イ・9及び10ページ)。
- (5) このほか、番号利用法19条14号に規定する刑事事件の捜査について、
同法36条の規定により委員会の監督から除外されていることをとらえて、
「捜査機関への情報提供については、同法36条により、個人情報保護委員
会の権限が及ばないこととされており、濫用防止の措置がまったく不十分で
ある」(原告準備書面14第6の4・15ページ)とした上、番号利用法施
行令別表7号(少年法6条の2第1項又は第3項の規定による調査)及び1
1号(国際捜査共助等に関する法律第1条第1号に規定する共助又は同法第
18条第1項の協力)に掲げる手続において委員会の監督が除外されること
について、「個人情報保護委員会による監督権限規定の適用が除外される
(略)べき場合とは考え難く、これらの場合の特定情報の提供もマイナンバ
ー法の想定外と考えられる」と主張する(原告準備書面17第2の3(2)・
10ページ)。

2 被告の反論

(1) 前記 1 (1) の原告らの主張について

原告らは、要するに、番号利用法 19 条 1 4 号の委任規定は、委任の範囲が明示されていない、いわゆる白紙委任であるから、憲法 4 1 条に違反すると主張するようである。

しかしながら、番号利用法 19 条 1 4 号の委任規定は、白紙委任ではない。

すなわち、委任立法の限界として白紙委任が違憲であるとされる理由は、立法府が公開の会議（憲法 5 7 条）において国民の監視の下に自ら行うべき立法作用の本質的部分を放棄して、非公開の他の国家機関に委譲するものであるからであると解される。そうすると、立法府によって示された一定の解決方法に従って行政機関がその具体的な内容を決定することは、立法府が意図し予定した立法内容の具体化にすぎず、立法作用の本質的部分を代行するものではないから、立法府において処理すべき問題とその解決方向が決定された上で委任がされるときは、違憲となるものではないと解される。そして、処理すべき問題とその解決方向の指示は、必ずしも委任規定自体に定められている必要はなく、委任の趣旨、文言などから合理的に導き出すことができれば足りると解され（香城敏彦・最高裁判所判例解説刑事篇昭和 49 年度 244 及び 245 ページ参照）、また、法文がどのような例示を挙げているかが、委任の趣旨等に関する解釈の一つの指針となる。

そこで、番号利用法 19 条 1 4 号の規定を検討するに、同条は、特定個人情報提供の提供を原則として禁止し、同条各号に定める場合においてのみこれを許容することを規定するものであり、特定個人情報の提供を制限する趣旨の規定である。そして、同条 1 4 号の規定は、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（括弧内省略）第 104 条第 1 項（括弧内省略）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（括弧内省略）第 1 条の規定により行う審査若しくは調査」のほか、「訴訟手続その他の裁判所における手続」、「裁判の執行」、「刑事事件の捜査」、「租税

に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」又は「会計検査院の検査」といった公益上の必要がある場合を具体的に列挙した上で、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」と規定して一定の事項を政令に委任している。そうすると、番号利用法19条14号の趣旨は、同号に具体的に列挙された各調査等の公益性に鑑みて特定個人情報の提供を例外的に認めるところにあり、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」とは、公益上の必要からされる調査等であって、同号に具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要があるものを指すと解するのが相当である。したがって、同号の委任規定は、公益上の必要性から特定個人情報の提供を例外的に認める場合を具体的に定めるという処理すべき問題を決定するとともに、政令においては同号列挙の調査等と同様の公益上の必要があるものを定めるという問題の解決方向を決定して委任するものであって、政令で特定個人情報の提供が可能な事項を無制限に定めることを許容する趣旨ではないのであるから、白紙委任でないのは明らかである。番号利用法19条14号の規定が白紙委任であることを前提とする原告らの前記主張は、同号の解釈を誤ったものであり失当である。

(2) 前記1(2)の原告らの主張について

番号利用法19条14号は、前記(1)で述べたとおり、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査の場合も含めて、同号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性があるものにつき、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」と規定して一定の事項を政令に委任するものである。

そして、税務調査においては、納税者等が保有している個人番号が記載された税務関係資料などの確認等を行う場合があり、これは、徴税権の適正な運用を確保し、租税の公平確実な賦課徴収を図るという目的を実現するために不可欠であるから、特定個人情報の提供を認める必要性という観点からすると、同号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性があると解

される。

これに対し、原告らが引用する裁判例は、いずれも、税務調査中に犯則事件が探知された場合に、これが端緒となって犯則事件としての調査に移行することが許されるかが争点となった刑事事件において、質問調査権等の「権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とする旧法人税法156条（現在の国税通則法74条の8に相当する。）の趣旨を明らかにするために、税務調査と犯則調査には、前者は、純然たる行政手続であるのに対し、後者は、犯則事件の証拠を収集して、犯則事実の有無や犯則者を確定するために認められ、犯則事実が存在すれば、告発を経て刑事手続に移行する手続であるという違いがある旨を説示したものであって、比較の視点が全く異なるものである。このような違いは、特定個人情報の提供を認める公益上の必要性に差違をもたらすものではない。

したがって、番号利用法施行令25条及び同施行令別表8号が同法19条14号の委任の範囲を超える旨の原告の前記主張は、番号利用法等の解釈を誤るものであり失当である。

(3) 前記1(3)の原告らの主張について

原告らは、番号利用法施行令25条及び同施行令別表9号が、公安調査官の調査について特定個人情報の提供を認めていることを問題視し、番号利用法19条14号の委任の範囲を超えていると主張するようである。

しかしながら、前記(1)のとおり、番号利用法19条14号は、刑事事件の捜査の場合を含めて、同号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性のあるものにつき、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」と規定して一定の事項を政令に委任するものである。

そして、破壊活動防止法28条1項の規定による公安調査官の調査として、公安調査官は、検察官又は司法警察員に対して刑事事件記録の閲覧を求めることができる。刑事事件記録には特定個人情報が含まれ得るため、提

供禁止の除外をしておかないと、特定個人情報が刑事事件記録に含まれているだけで公安調査官による刑事事件記録の閲覧ができないという不合理な事態が生じることになり、破壊活動防止法の目的実現に支障を及ぼしかねない。このため、提供禁止の除外事由として刑事事件記録の閲覧を適法とすることには、番号利用法19条14号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性があるといえる。

したがって、番号利用法施行令25条及び同令別表9号が番号利用法19条14号の委任の範囲を超えているとの原告らの前記主張は、番号利用法等の解釈を誤るものであり失当である。

(4) 前記1(4)の原告らの主張について

原告らは、番号利用法施行令25条が、同施行令別表7号に規定する手続（少年法6条の2第1項又は第3項の規定による調査）及び同表11号に規定する手続（国際捜査共助等に関する法律1条1号に規定する共助又は同法18条1項の協力）を特定個人情報の提供が可能な場合として定めていることが番号利用法19条14号の委任の範囲を超える旨主張するとともに、その理由として、「特定個人情報の提供が認められるのが税・社会保障・災害と関係する事例に限定されているわけではない」（原告準備書面17第2の3(2)イ・10ページ）ことを問題視しているようである。

しかしながら、前記(1)のとおり、番号利用法19条14号は、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査の場合を含めて、同号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性のあるものにつき、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」と規定して一定の事項を政令に委任するものであるから、「税・社会保障・災害と関係する事例に限定されているわけではない」がために、番号利用法19条14号の委任の範囲を超えており違法・違憲であるとする原告らの前記主張は、失当である。そして、番号利用法施行令別表7号及び11号に規定する手続は、いずれも、

番号利用法19条14号が具体的に列挙する調査等に準ずるものとして、これらと同様の公益上の必要性があると解される。

したがって、番号利用法施行令25条並びに同施行令別表7号及び11号は、番号利用法19条14号の委任の範囲を超えるものではない。

(5) 前記1(5)の原告らの主張について

原告らは、番号利用法36条及び同法施行令34条の規定により、刑事事件の捜査が行われるときに加え、同施行令別表7号（少年法の規定による調査）の場合等が、同法33条ないし35条の規定による委員会の監督の対象から除外されていることを問題視しているようである。

しかしながら、そもそも、被告第6準備書面第4の2(2)イ・10及び11ページ及び被告第7準備書面第1の2・3ページないし5ページで述べたとおり、捜査機関が刑事事件の捜査のためであれば無制限に特定個人情報を収集できるものでないのは当然であり、捜査機関に対する個人情報の提供が、刑事訴訟法等の法令の定める手続（刑事訴訟法189条2項、191条1項等）に従って行われることを要するところ、番号利用法19条14号の「刑事事件の捜査」は、このような捜査を前提とするのであって、番号利用法上、刑事事件の捜査が行われる場合であればどのような場合でも必ず特定個人情報の提供が認められるものではない。また、同法9条5項により、捜査機関は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるにすぎない。このことは、警察官が少年法の規定による調査を行う場合（番号利用法施行令別表7号）、公安調査官が破壊活動防止法の規定による調査を行う場合（同表9号）、国際捜査共助（同表11号）の場合等についても同様であって、それぞれの根拠法令の規制に服する上、番号利用法9条5項により、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるにすぎない。

また、番号利用法36条は、同法19条14号の定める各議院審査等並び

に同号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令が定める手続について、同法33条ないし35条に基づく委員会の監督の対象から除外するものであるが、これは、上記各条を適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、さらに、それぞれの手続の性質上、独立性、密行性が強く要求されるからである。そして、同法19条14号の委任を受けて、同法施行令34条及び同施行令別表は、少年法の規定による調査（別表7号）、破壊活動防止法の規定による証拠物等の閲覧の求め等（別表9号）、国際捜査共助等に関する法律の規定による共助等（別表11号）などについて、各議院審査等に準ずる手続として、同法33条ないし35条に基づく委員会の監督の対象から除外しているが、これら手続についても、上記各条を適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、また、その手続の性質上、密行性が強く要求されるとの点で刑事事件の捜査等に準ずるものといえる。

以上のとおり、番号利用法36条及び同施行令34条がこれらの手続について同法33条ないし35条の適用を除外していることは合理性を有するものであるから、原告らの「濫用防止の措置がまったく不十分である」とか「マイナンバー法の想定外」といった指摘が失当であることは明らかであるが、そもそも、前記の各手続について、委員会による監督の対象から除外されるべき場合か否かと、番号利用法19条14号の委任の範囲内であるか否かとは、何ら関係がない。

(6) 小括

以上のとおり、番号利用法19条14号等の規定が違憲であるとする原告らの前記各主張は、いずれも番号利用法等の解釈を誤るものであり、失当である。

第2 委員会が番号制度における個人情報保護のための制度上の措置として機

能していること

1 原告らの主張

- (1) 原告らは、「個人情報保護委員会の常勤・非常勤委員の人数は少なく、マイナンバー制度における個人番号や特定個人情報の提供・利用等を十分監督することは、現実的には不可能である」と主張する（原告準備書面16第4の1(2)ウ・8ページ）。
- (2) また、原告らは、年金機構から事業者へ委託された扶養親族申告書に係るデータ入力業務が契約に違反して他の事業者へ再委託されていた事案（本事案）並びに国税当局及び地方税当局から事業者へ委託された源泉徴収票等の入力業務が契約に違反して他の事業者へ委託されていた事案（以下「税務当局に係る事案」という。）をとらえて、「番号法で再委託を禁止していない（中略）ことは制度的な欠陥である」と主張する（原告準備書面15第3の3(4)ア・27ページ）とともに、「違法再委託の問題のように極めて重大な問題が生じながら、個人情報保護委員会は、勧告・命令をして」おらず（原告準備書面15第3の3(3)イ・26ページ）、委員会は「番号制度の保護措置として全く機能していない」（原告準備書面15第3の3(4)ア・27ページ）、あるいは「個人情報保護委員会は、組織上、実務上の限界もあって再委託問題において与えられていた権限行使すら行っていない」（原告準備書面15第3の3(5)・27及び28ページ）などと主張する。
- (3) さらに、原告らは、番号利用法36条の規定をとらえて、「特定個人情報が警察官や公安調査官に提供される際には、個人情報委員会の監督等が及ばない」ため、委員会が「マイナンバー制度の運用を十分に監督等できるかは、その権限の面からも疑わしい」と主張する（原告準備書面16第4の1(2)エ・8ページ）。

2 被告の反論

- (1) 前記1(1)の原告らの主張について

被告第1準備書面第2の5(2)ウ・29ないし33ページ及び被告第7準備書面第3の2・7ページで主張したとおり、委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督機関として、内閣府設置法49条3項に基づき、独立性の高い機関として設置され、番号利用法33条で規定する指導及び助言、同法34条で規定する勧告及び命令、同法35条で規定する報告徴収及び立入検査等の権限を備えた機関として、番号制度における制度上の保護措置として位置づけられるものである。また、平成31年3月31日現在における委員会の職員数は119名であり、当該職員らは、番号制度や個人情報保護に関する専門的知識や、情報システム等に関する知識・経験を有する者である。さらに、委員会は、平成30年度には、番号利用法に基づく立入検査を85件、指導、助言等を87件実施するなど所掌する事務を適切に行っている(乙第34号証)。

したがって、委員会が個人番号や特定個人情報の提供・利用等を十分監督することは現実的には不可能であるとの原告らの前記1(1)の主張は、失当である。

(2) 前記1(2)の原告らの主張について

ア 番号利用法10条1項の規定により、委託者の許諾のない再委託は禁止されている。そして、当該規定に基づく特定個人情報の取扱いについては、同法33条(指導及び助言)、34条(勧告及び命令)、35条(報告及び立入検査)の規定により、委員会の監督に服することとされているものである。なお、同法34条の命令に違反した者及び同法35条の検査を忌避等した者については、それぞれ罰則規定が設けられている(同法53条及び54条)ところであり、その実効性が担保されている。

したがって、個別の事案を捉えて番号制度に制度的な欠陥があるという原告らの主張には、論理の飛躍がある。

イ 実際に、委員会は、被告第7準備書面第3の2・7ページのとおり、本

事案に関して番号利用法33条に規定された権限を適切に行使し（乙第33号証の1及び2）、当該指摘に係る改善状況について、必要に応じ、同法35条に基づく報告や立入検査を行うこととなるほか、税務当局に係る事案に関し、以下のとおり、番号利用法に規定された権限を適切に行使している。

(7) 委員会は、平成30年10月から平成31年3月にかけて、委託元である国税庁、埼玉県さいたま市、埼玉県本庄市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県和光市、埼玉県幸手市、東京都台東区、東京都墨田区、東京都豊島区、東京都江戸川区、神奈川県川崎市、及び株式会社プリマジェスト、委託先であるAGS株式会社、システムズ・デザイン株式会社及び日商エレクトロニクス株式会社に対し、番号利用法35条1項に基づく立入検査を実施した（乙第35号証の1ないし17）。

(イ) また、委員会は、平成31年1月11日に、前記(7)の委託元及び委託先に対し、番号利用法33条に基づき、①委託先、再委託先等において特定個人情報漏洩していないか確認すること、②委託先、再委託先等において特定個人情報が適切に削除等されているか確認すること、③正確な事実関係の把握、発生原因等の分析を行い、速やかに再発防止策を講じること、④当該事案に係る国民からの問合せ等について、丁寧かつ真摯に対応すること、を内容とする指導を行った（乙第36号証の1ないし17）。

(ウ) さらに、委員会は、前記(7)の立入検査結果を踏まえ、令和元年8月30日、委託元及び委託先に対して、それぞれ改善事項を指摘するとともに、指摘した改善事項に係る改善状況について、番号利用法35条1項の規定に基づき、報告を求めたところである（乙第35号証の1ないし17）

(E) なお、委員会は、令和元年8月30日に、税務当局に係る事案に関し、「個人情報保護委員会は、今般、個人番号利用事務を受託していた事業者が、番号法第10条第1項の規定に違反し、委託元である行政機関又は地方公共団体に無許諾で個人番号を含むデータ入力業務等を再委託又は再々委託していた事案が判明したことから、以下の機関等（引用者注：委託元である国税局等や委託先の事業者）に対して指導を実施し」た旨を公表したところである（乙第37号証）。

ウ 以上のとおり、番号制度には何ら欠陥がない上、委員会は、番号利用法に規定された権限を行使するために必要な人員・体制を整え、その権限行使を適切に行っているのであるから、原告らの前記1(2)の主張が失当であることは明らかである。

(3) 前記1(3)の原告らの主張について

前記第1の2(5)のとおり、番号利用法第36条及び同施行令34条の規定により、委員会の監督から除外される手続が存在することについては、各手続の性質からして合理性があり、かつ、各手続において無制限に個人番号の収集及び利用がなされるものではない。

したがって、刑事事件の捜査、少年法の規定による調査等の場合に委員会の監督権限が及ばないからといって、番号制度の運用の監督につき委員会の権限が不十分である旨の原告らの前記1(3)の主張が失当であることは明らかである。

(4) 小括

以上のとおり、委員会が番号制度における個人情報を保護するための制度上の措置として機能していることは明らかであって、原告らの前記各主張は、いずれも失当である。

第3 情報提供ネットワークシステムのコアシステムに係る原告らの主張は事実誤

認に基づくものであること

1 原告らの主張

原告らは、総務大臣が情報提供ネットワークシステムを設置・運用していることを問題視し、「国の側からはその気になりさえすればいつでもあらゆる個人情報にアクセスし、名寄せすることが可能」であり、「システム管理者である国は、『符号』がどの個人に対応するのかを常に把握しうる」ものであり、「システムを用いてすべての個人のあらゆる情報を瞬時に取得できる」ことから、国民に「重大な萎縮効果をもたらす『民主主義の危機』を招来する」などと主張する（原告準備書面15第2の2(1)及び(2)ア・2ないし4ページ）。

また、原告らは、情報提供ネットワークシステムにおいては「符号による連携が行われているが、これは政令で定められているので、政令を変えれば、マイナンバーを使って情報連携することも可能になる」とも主張する（原告準備書面15第2の2(1)・3ページ）。

2 被告の反論

(1) 被告第1準備書面第2の5(3)ア・42ページのとおり、番号制度においては、各機関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法を採っている（乙第1号証10ページ）。

また、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供時には、情報提供ネットワークシステムのコアシステムは通らず、インターフェイスシステムを介して授受が行われるのであり（乙第38号証中の青い矢印）、コアシステムに情報が通過・蓄積されない仕組みとしている上、被告第1準備書面第2の5(3)エ・43ページで主張した通信の暗号化措置に加えて、情報提供者により特定個人情報自体が該当の情報照会者のみでしか復号できないよう暗号化されている（乙第12号証）ため、たとえ情報提供ネットワークシステムを設置・管理している総務大臣であっても、情報連携が

行われている通信回線内の情報を確認することはできない仕組みとなっている。

したがって、総務大臣が情報提供ネットワークにより提供されている特定個人情報を一元的に把握できることを前提とする原告らの前記主張は、その前提が誤認に基づくものであって、理由がないことは明らかである。

- (2) また、情報照会者又は情報提供者は、個人番号を直接用いることをせず、これに代わる情報提供用個人識別符号を総務大臣から取得することが番号利用法上に規定されているのであるから（同法21条の2第1項）、「政令を変えれば、マイナンバーを使って情報連携することも可能」であるとの原告らの主張も、その前提を誤認するものであって理由がない。

以 上

別 紙

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
番号制度	社会保障・税番号制度	第1準備書 面	4	
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	第1準備書 面	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	第1準備書 面	11	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	第1準備書 面	11	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	第1準備書 面	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	第1準備書 面	17	
番号利用法施	行政手続における特定の個人を識別する	第1準備書	18	

行令	ための番号の利用等に関する法律施行令 (平成26年政令155号)	面		
機構	地方公共団体情報システム機構	第1準備書 面	18	
カード記録事項	これらの事項(被告注:氏名,住所,生 年月日,性別,個人番号その他政令で定 める事項及び本人の顔写真)その他総務 省令で定める事項	第1準備書 面	19	
住基カード	住民基本台帳カード	第1準備書 面	20	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の 住基法	第1準備書 面	20	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行規 則(平成26年内閣府・総務省令第3 号)	第1準備書 面	21	
委員会	個人情報保護委員会	第1準備書 面	24	
行政機関の長 等	行政機関の長,地方公共団体の機関,独 立行政法人等,地方独立行政法人及び機 構並びに情報照会者及び情報提供者	第1準備書 面	24	
情報提供等事 務	番号利用法19条7号の規定による特定 個人情報の提供の求め又は提供に関する 事務	第1準備書 面	27	
評価書	番号利用法27条1項の規定により,行 政機関の長等が個人情報保護委員会規則	第1準備書 面	29	

	で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面			
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの）	第1準備書面	30	
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	第1準備書面	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	第1準備書面	37	
被告第1準備書面	被告の平成28年5月19日付け第1準備書面	第2準備書面	5	
個人番号の収集等	個人番号の収集、保存、利用及び提供	第2準備書面	5	
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第2準備書面	5	
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第2準備書面	5	
国賠法	国家賠償法	第2準備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める請求	第2準備書面	5	

本件各請求	本件国賠請求, 本件差止請求及び本件削除請求	第2準備書面	5	
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第2準備書面	8	
管理, 利用等	収集, 管理又は利用	第2準備書面	8	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決(民集62巻3号777ページ)	第2準備書面	8	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決(民集62巻3号665ページ)	第2準備書面	8	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	第2準備書面	12	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	第2準備書面	12	
(別添)安全管理措置(事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)の別添資料である	第2準備書面	17	
(別添)安全管理措置(行政機関等編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保	第2準備書面	17	

	護委員会告示第6号) の別添資料である			
被告第2準備書面	被告の平成28年7月28日付け第2準備書面	第3準備書面	3	
原告準備書面2	原告らの平成29年2月16日付け準備書面2	第4準備書面	3	
被告第3準備書面	被告の平成29年2月16日付け第3準備書面	第4準備書面	3	
各地方公共団体の中間サーバー	地方公共団体の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となる情報の副本を保存、管理する中間サーバー	第4準備書面	4	
原告準備書面1	原告らの平成28年11月15日付け準備書面1	第5準備書面	5	
原告準備書面3	原告らの平成29年5月9日付け準備書面3	第5準備書面	5	
原告準備書面4	原告らの平成29年6月30日付け準備書面4	第5準備書面	5	
被告第4準備書面	平成29年5月16日付け被告第4準備書面	第5準備書面	20	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第5準備書面	20	
CS	住基ネットのコミュニケーションサーバー	第5準備書面	27	
原告準備書面5	原告らの平成29年10月24日付け準備書面5	第6準備書面	5	
原告準備書面6	原告らの平成30年1月18日付け準備書面6	第6準備書面	5	

原告準備書面 7	原告らの平成30年3月1日付け準備書面7	第6準備書面	5	
被告第5準備書面	平成29年10月26日付け被告第5準備書面	第6準備書面	5	
原告準備書面 8	原告らの平成30年7月11日付け準備書面8	第7準備書面	3	
原告準備書面 9	原告らの平成30年7月11日付け準備書面9	第7準備書面	3	
原告準備書面 10	原告らの平成30年10月11日付け準備書面10	第7準備書面	3	
被告第6準備書面	平成30年5月17日付け被告第6準備書面	第7準備書面	3	
年金機構	日本年金機構	第7準備書面	6	
本事案	株式会社SAY企画に委託された扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかずに他の事業者に再委託されていた事案	第7準備書面	6	
原告準備書面 11	原告らの平成30年12月28日付け準備書面11	第8準備書面	3	
原告準備書面 12	原告らの平成31年1月21日付け準備書面12	第8準備書面	3	
原告準備書面 14	原告らの令和元年7月11日付け準備書面14	第9準備書面	3	
原告準備書面 15	原告らの令和元年7月11日付け準備書面15	第9準備書面	3	

原告準備書面 16	原告らの令和元年10月17日付け準備 書面16	第9準備書 面	3	
原告準備書面 17	原告らの令和元年10月17日付け準備 書面17	第9準備書 面	3	
税務当局に係 る事案	国税当局及び地方税当局から事業者に委 託された源泉徴収票等の入力業務が契約 に違反して他の事業者に委託されていた 事案	第9準備書 面	11	